

令和5年度

第399回沖繩市農業委員会総会議事録

沖繩市農業委員会事務局

議長	<p>沖縄市農業委員の皆さん、そして推進委員の皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから令和6年度第399回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中8名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。1番島袋孝栄委員、3番岸部忍委員、9番屋宜文委員、12番長谷川亜紀委員、の4名が欠席でございます。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、5番の高宮城実一郎委員、8番の松堂直子委員、よろしく申し上げます。</p> <p>事前現地調査委員は、2番仲村学委員、6番仲宗根光夫委員、14番宮城徳重委員、報告者は2番仲村学委員に申し上げます。</p> <p>議案第1号、受付番号2番から3番、農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 受付番号6番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>現地調査を2番仲村学委員、6番仲宗根光夫委員、14番宮城徳重委員の3名で行っており、調査報告を2番仲村学委員に申し上げます。</p>
2番	<p>1月23日火曜日、午後1時から午後3時まで6番仲宗根光夫委員、14番宮城徳重委員、2番私、仲村学、また事務局からは中村主幹と仲村農地係長の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、仲宗根光夫委員、宮城徳重委員、よろしくお願いいいたします。それでは、ご報告いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号6番、見取図の1ページになります。申請地は、未来工科高校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種・第二種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第1号 受付番号6番について、委員の意見を求めます。6番仲宗根光夫委員。</p>
6番	<p>用途区域について、第一種と第二種中高層住居専用地域と二つの用途区域となっておりますが、これはどうしてでしょうか。</p>
事務局	<p>本件は複数筆の転用許可申請であり、それが用途区域の境界にまたがっていることから、この場合都市計画法上「第一種・第二種」という表現が適用されることとなっていることから、このような表現となっております。よろしい</p>

	<p>でしょうか。</p>
6 番	<p>はい。</p>
議長	<p>他に意見はございますか。</p>
	<p>(進行の声)</p>
議長	<p>進行の声がございます。 議案第1号受付番号6番について、農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、議案第1号受付番号2番から3番については承認相当といたします。 進行します。 議案第2号受付番号15番から16番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 受付番号15番から16番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第2号につきましても現地調査が行われておりますので、2番仲村学委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
2 番	<p>ご報告いたします。 議案第2号、受付番号15番、見取図の2ページになります。申請地は知花城址の北に位置し、現況は家庭菜園でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。 受付番号16番、見取図の3ページになります。申請地は美里中学校の北に位置し、現況は進入路でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第2号受付番号15番から16番について、委員の意見を求めます。 (進行の声あり)</p>


議長	<p>それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号15番から16番を許可相当とすることに異議はありますか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号15番から16番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でございますので、議案第2号受付番号15番から16番について、許可相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第3号受付番号8番から9番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いいたします</p>
事務局	<p>議案第3号 受付番号8番から9番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第3号につきましても現地調査が行われておりますので、2番仲村学委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
2番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第3号、受付番号8番、見取図の4ページになります。申請地は宮里中学校の南に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号9番、見取図の5ページになります。申請地は未来工科高校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種・第二種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号、受付番号8番から9番について、委員の意見を求めます。</p> <p>(進行の声あり)</p>


議長	<p>進行の声がございます。</p> <p>それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号8番から9番を承認相当とすることに異議はありますか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号8番から9番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でございますので、議案第3号受付番号8番から9番について、承認相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第4号 取下げとなった受付番号93番を除いた87番から94番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いいたします</p>
事務局	<p>議案第4号 受付番号93番を除いた87番から94番を読み上げて説明。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第4号につきましても現地調査が行われておりますので、2番仲村学委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
2番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第4号受付番号87番、見取図の6ページになります。申請地は美里中学校の北に位置し、現況は進入路でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号88番、見取図の7ページになります。申請地は比屋根小学校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号89番、見取図の8ページになります。申請地は宮里中学校の南に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号90番、見取図の9ページになります。申請地は宮里小学校の北東に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としまし</p>

	<p>た。</p> <p>受付番号91番、見取図の10ページになります。申請地は高原十字路の北西に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号92番、見取図の11ページになります。申請地は美里工業高校の北に位置し、現況は畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号94番、見取図の13ページになります。申請地は未来工科高校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種・第二種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第4号、取下げとなった受付番号93番を除いた受付番号87番から94番について、委員の意見を求めます。</p> <p>(進行の声あり)</p>
議長	<p>進行の声がございます。</p> <p>それでは議案第4号、農地法第5条第1項の規定申請に対する意見について、取下げとなった受付番号93番を除く受付番号87番から94番を許可相当とすることに異議はありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、取下げとなった受付番号93番を除いた受付番号87番から94番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でございますので、議案第4号取下げとなった受付番号93番を除く受付番号87番から94番について、許可相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第1号から第4号までのご審議、大変お疲れ様でした。</p> <p>これをもちまして、令和5年度第399回総会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和6年 1月26日

会 長 宮城 徳重 

議 長 宮城 徳重 

5 番 高宮城 実一郎 

8 番 松堂 直子 